

「がん治療と就労の両立支援 相談対応ハンドブック」 発刊にあたって

2020年、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大は、人々のこれまでの生活を一変させ、身体的な健康はもとより、人と人との心のつながりやコミュニケーション、さまざまな社会・経済活動にいたるまで大きな影響を与えました。

我が国では、政府が掲げた「働き方改革」を推進し、働き方の多様化、効率化を進めてきましたが、新型コロナウイルスによるテレワークの急激な普及やオンラインによる会議や研修の開催は、図らずも労働環境の劇的な変化をもたらし、企業や仕事のあり方そのものを問うこととなりました。

依然として収束が見えないなか、私たち社労士は、労務管理のプロとして何ができるのか、今一度見つめ直すことが必要であると考えています。今こそ、苦境に立たされている企業やそこで働く人々に寄り添い、どんなときでも頼れるパートナーとしてサポートしていかねばなりません。

当会では、かねてより社労士の社会貢献活動について検討を重ね、「がん等の長期療養者や障がい者の安定した就労と円滑な職場復帰の実現を推進する」との思いから、2017年7月、「がん患者・障がい者等就労支援特別委員会」を新たに立ち上げ、活動を開始しました。

委員会では、現在、がん患者・障がい者等の就労支援のための相談業務を行う他、パラスポーツへの理解と普及促進を図るため、観戦会や体験会を実施しております。また、TEAM BEYONDに参加し、会員にパラスポーツの魅力を紹介するなどを行っています。これらの活動に加え、これからの新しい時代、社労士はどのような

就労支援ができるのか、改めて模索していかなければなりません。

このたび発刊する「がん治療と就労の両立支援 相談対応ハンドブック」は、がん診療連携拠点病院等への相談員や医療関係者向け研修会、患者向け説明会、一般企業向けセミナーの講師として、委員が精力的に取り組んできた、さまざまな就労支援の相談事例の一部を取りまとめたものです。

本書が、円滑な職場復帰を目指す療養中の皆様をはじめ、ご家族や勤務先関係者、および相談員や医療関係者の皆様の一助としてお役立ていただければ幸いです。

2020年11月

東京都社会保険労務士会
会 長 寺 田 晃

はじめに

社労士は社会保険労務士法に基づき、各都道府県に法定団体として社会保険労務士会を設置してさまざまな事業に取り組んでいます。

東京都社会保険労務士会（東京会）は、東京都内で開業する会員と社会保険労務士法人および東京都内に勤務または居住する勤務等会員、社会保険労務士法人の社員によって構成されています。東京会には2020年9月末時点で約1万900人が所属しており、その中でさらに約20の委員会を設置して、日々情報の交換や相互研鑽を行っています。これら委員会は、研修や広報活動を目的としたものから、社労士としての知識や経験を活かして社会的課題の解決を目的としたものまで、多岐にわたります。

2017年に設置された「がん患者・障がい者等就労支援特別委員会」は、医療機関団体、福祉施設、経営者団体、がん患者・障がい者等に対する支援体制を確立し、がん患者・障がい者等の安定した就労または円滑な職場復帰の実現を推進するための事業に、日々取り組んでいるところです。

本書は、がん患者・障がい者等就労支援特別委員会の委員が、医療機関や企業の労務相談の現場において、これまで対応してきた多種多様な相談事例、回答例とその根拠条文などを類型化してとりまとめたものです。当事者やその家族、医療従事者、企業の経営や人事労務に携わる方、がん患者等長期療養者の相談支援に従事する社労士や、これから従事したいと考えているすべての人の参考となることを目指して上梓しました。

がん患者等長期療養者の治療と仕事の両立支援が促進されるよう、さまざまな場面で本書を活用していただくことを期待しています。

2020年11月

著者一同

目 次

「がん治療と就労の両立支援 相談対応ハンドブック」発刊にあたって ……	1
はじめに ……	3

基礎 本書のねらい、使い方

- ① がん罹患社員の現状／10
- ② 法律と相談支援センター／17
- ③ 社労士によるがん就労相談／20
- コラム 社労士による研修会の開催 25

事例 社労士が受けた相談事例

Part 1 | 診断と仕事

- 相談 1** 職場復帰と傷病手当金／28
- コラム 「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」／33
- 相談 2** 配置転換と安全配慮義務／35
- 相談 3** 休職継続と退職の判断／40
- コラム 療養のため退職する場合の社会保険の手続き／46
- 相談 4** 治療未報告と就労継続／47

Part 2 | 診断と家族

- 相談 5** 夫は肺がんで、妻は介護休業／52
- 相談 6** 生活保障と遺族年金／58
- 相談 7** 家族介護を可能とする法的方法／63

Part3 | 家族の介護

相談8 父の退院後、親の介護休業／69

相談9 介護休暇と介護休業／74

相談10 介護休業と収入の確保／79

Part4 | 診断と休業

相談11 職場復帰と労働条件の変更／84

相談12 治療計画と働き方の検討／89

Part5 | 診断と退職

相談13 退職勧奨と解雇／95

相談14 入院中の退職勧奨／101

相談15 清算・解散時の退職／107

Part6 | 復職後の働き方

相談16 復職と合理的配慮／113

相談17 復職前の人事面談／118

相談18 再就職の難しさ／124

相談19 運用で職場復帰した事例／128

コラム 社会的治癒／133

Part7 | 再就職

相談20 教育訓練給付金制度の活用／135

相談21 退職と再就職のタイミング／141

相談22 余命宣告後の社会復帰／146

Part8 | 治療費と社会保険

相談23 契約更新か、雇止めか／151

相談24 退職後の生活保障（失業給付と障害年金）／157

相談25 胆管がんと労災／162

相談26 ストーマ装具と費用補填／167

Part9 | 退職と雇用保険等

相談27 ハローワークの活用と資格の取得／172

相談28 退職勧奨の総合的判断／177

コラム 相談者がこちらに向いてくれていますか 183

Part10 | 障害年金

相談29 複数障害と年金額改定請求／184

相談30 後遺症と障害年金／188

コラム 障害者手帳を取得すること 192

相談31 障害年金請求への迷いと悩み／193

Part11 | 企業から

相談32 職場復帰と会社の安全配慮義務／198

相談33 治療中の事業主からの相談／203

相談34 配置転換後のパワハラ／207

相談35 出向者の治療と就労／212

相談36 病気退職者と再雇用への配慮／217

コラム 著者の実体験から 222

相談業務で押さえておきたい条文等（抜粋）…………… 225

おわりに…………… 237

関連様式

(雇用保険) 介護休業給付金支給申請書／57
(雇用保険) 教育訓練給付金支給要件照会票／140
健康保険任意継続被保険者資格取得申出書／45
健康保険傷病手当金支給申請書／94
健康保険限度額適用認定申請書／106
健康保険高額療養費支給申請書／156
年金請求書(国民年金・厚生年金保険遺族給付)／62
年金請求書(国民年金遺族基礎年金)／62

凡 例

育児・介護休業法 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律
高年齢者雇用安定法 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律
障害者雇用促進法 障害者の雇用の促進等に関する法律
労働施策総合推進法 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実にに関する法律

〇〇法〇条【ヤマカッコ】 条文見出しのない条文に、筆者が便宜上つけた条文見出し

基礎

本書のねらい、
使い方



がん罹患社員の現状

■ がんで死亡する確率～累積死亡リスク（2018年データに基づく） 〈図表1〉

部位	生涯がん死亡リスク（％）		何人に1人か	
	男性	女性	男性	女性
全がん	23.9%	15.1%	4人	7人
食道	1.0%	0.2%	97人	498人
胃	3.2%	1.5%	32人	69人
結腸	1.9%	1.7%	52人	59人
直腸	1.1%	0.6%	94人	180人
大腸	3.0%	2.2%	34人	45人
肝臓	1.9%	0.8%	53人	118人
胆のう・胆管	1.0%	0.8%	97人	122人
膵臓	2.0%	1.7%	51人	58人
肺	5.7%	2.1%	17人	47人
乳房（女性）		1.5%		65人
子宮		0.7%		139人
子宮頸部		0.3%		325人
子宮体部		0.3%		364人
卵巣		0.5%		198人
前立腺	1.3%		75人	
甲状腺	0.1%	0.1%	1560人	857人
悪性リンパ腫	0.8%	0.5%	126人	185人
白血病	0.6%	0.4%	170人	275人

（国立研究開発法人国立がん研究センターがん対策情報センター「がん登録・統計」、「最新がん統計」*より一部修正）

* https://ganjoho.jp/reg_stat/statistics/stat/summary.html

(1) がん罹患確率と就労相談

2018年の統計によれば、生涯でがん罹患する確率は、男性23.9%（およそ4人に1人）、女性15.1%（およそ7人に1人）です。

〈図表1〉

このように、がん罹患する確率は、決して低いものではありません。にもかかわらず、厚生労働省が「第3回がん診療連携拠点病院等の指定要件に関するワーキンググループ」（平成29年11月）にて提示した資料によれば、がん相談支援センターにおける「相談件数」こそ増加傾向にあるものの、仕事・就労に関わる「社会生活」への相談は下位に位置しています。〈図表2・図表3〉

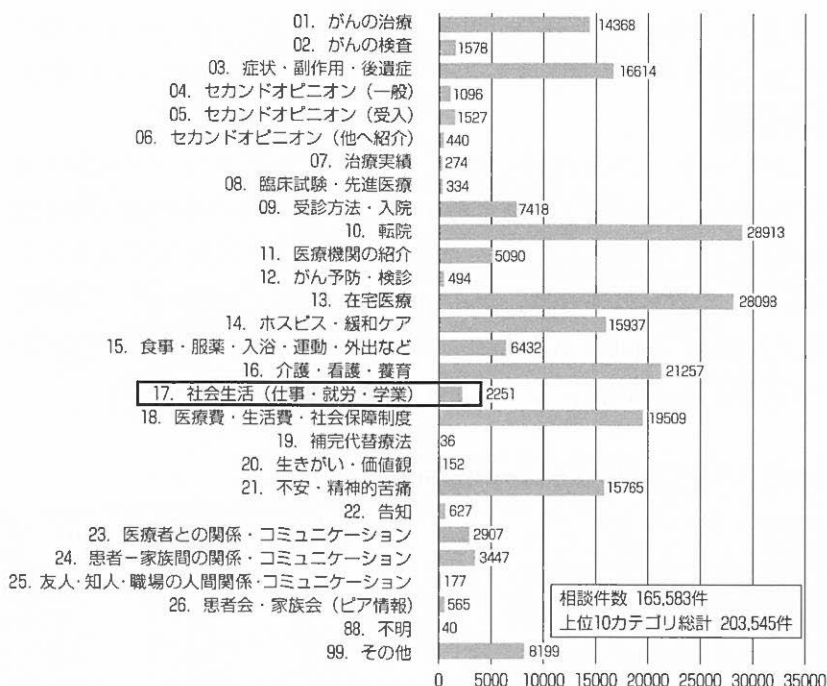
■ がん相談支援センターの相談件数 〈図表2〉

期 間	施設数	総 数	平 均	中央値
平成20年 6月～7月	375	61,785	174.0	58.0
平成23年 6月～7月	397	94,905	242.1	127.0
平成26年 6月～7月	401	130,643	325.8	190.0
平成28年 6月～7月	434	166,963	384.7	212.0

（厚生労働省健康局がん・疾病対策課「がん診療拠点病院等における相談支援について」*）

* <https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-10901000-Kenkoukyoku-Soumuka/0000186422.pdf>

■ 各施設において上位10カテゴリに挙げられた相談内容の合計
(平成28年6～7月) 〈図表3〉



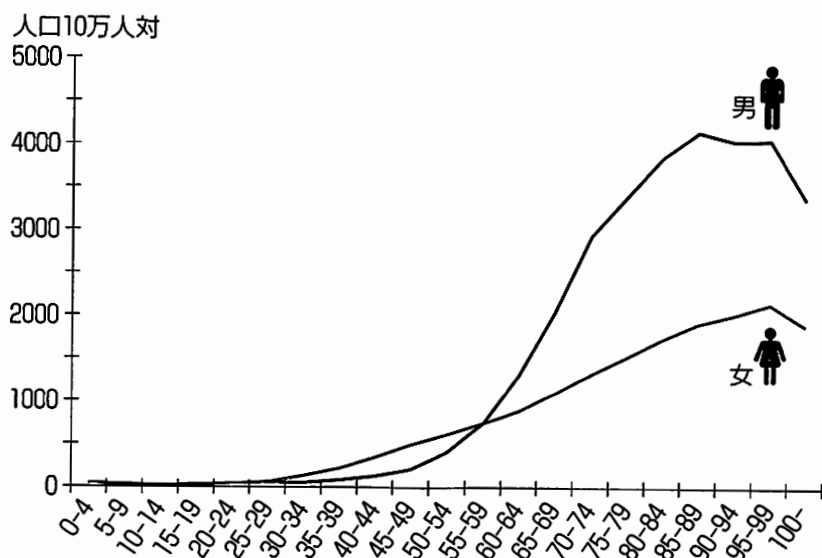
(前掲・厚生労働省健康局がん・疾病対策課より一部修正)

なお、がん罹患する年齢は、男女とも50歳代から増加し、60歳以降は男性のがん罹患率が顕著に高くなります。〈図表4〉

この世代は、60歳定年・65歳までの再雇用（再雇用期間は年単位の契約更新という形態が一般的）という就労状況の人が多いため、がん罹患したとしても、就労相談をすることなく退職していく人が多いと考えられます。

高齢者雇用安定法の改正などもあり、企業は今後ますます高齢者の就業機会の確保を求められるようになると予想されます。定年延長により、働き続ける人が増えれば、治療と仕事の両立支援に関する就労相談も比例して増えていくことでしょう。

■ がん罹患率～年齢による変化（全部位2017年）〈図表4〉



（前掲・国立研究開発法人国立がん研究センターがん対策情報センター）

のほります（解雇・退職勧奨を含む）。〈図表5〉

また、退職の時期については、次のようになっています。〈図表6〉

■ 退職した時期（治療段階）（SA、単位＝％）〈図表6〉

		n	診断確定時	の診断 治療 から最 初	最 初 の 治 療 中	ら治療 終了 まで 後か	復 職 後	再 発 後
全体		1469	7.4	6.7	32.9	11.1	34.9	7.0
性別	男性	995	6.3	6.7	33.0	11.3	35.7	7.0
	女性	474	9.7	6.5	32.9	10.8	33.1	7.0
年齢	20代	30	10.0	3.3	20.0	20.0	30.0	16.7
	30代	162	8.6	9.9	23.7	17.1	28.9	11.8
	40代	425	9.2	6.6	36.5	10.1	32.2	5.4
	50代	598	6.9	7.2	35.1	8.4	35.5	7.0
	60代	264	4.9	4.2	29.2	14.4	41.7	5.7
会社在籍時の 主な疾患	がん	288	10.1	11.1	17.7	12.5	43.8	4.9
	心疾患	200	5.5	7.5	22.5	11.5	47.5	5.5
	脳血管疾患	101	8.9	3.0	17.8	13.9	55.4	1.0
	肝炎	88	4.5	6.8	30.7	14.8	38.6	4.5
	糖尿病	436	7.1	4.6	46.6	10.6	24.3	6.9
	虚脱	356	7.0	6.2	39.3	8.7	26.7	12.1
休職取得の有 無	取得した	451	3.3	4.4	16.9	11.3	55.7	8.4
	取得していない	602	6.5	7.8	41.0	9.8	28.9	6.0
	そもそも休職制度がない・適用されない	416	13.2	7.5	38.7	12.7	20.9	7.0
休職期間	2週間程度	92	1.1	3.3	21.7	4.3	66.3	3.3
	1ヵ月程度	117	4.3	3.4	12.8	6.8	63.2	9.4
	2ヵ月程度	61	1.6	8.2	8.2	9.8	67.2	4.9
	3ヵ月程度	53	1.9	7.5	9.4	15.1	56.6	9.4
	4～11ヵ月程度	65	1.5	1.5	24.6	16.9	47.7	7.7
	1年以上	63	9.5	4.8	23.8	22.2	22.2	17.5
疾患治療時の 就労形態	正社員	1007	5.2	5.5	32.9	10.9	38.2	7.3
	契約社員	136	7.4	11.8	33.1	12.5	29.4	5.9
	パート・アルバイト	249	16.5	8.0	32.1	10.8	26.5	6.0
	派遣社員	77	7.8	9.1	36.4	11.7	27.3	7.8

※疾患の治療開始時に雇用者だった者のうち、勤め先を退職した者（「休職退職した」「休職期間満了により退職した」「会社側からの退職勧奨により退職した」「解雇された」）を対象に集計。

（前掲・労働政策研究・研修機構）

がん以外の疾患も含めたデータではあるものの、罹患社員の年齢が低くなるほど、「診断確定時」に退職する割合が高くなっています。

この理由の一つとして、若年者は就労期間が短く、休職制度の期間もそれほど長く規定されていないため、退職せざるを得ないことが考えられます。

あるいは、若年者は社会経験に乏しいことから、企業の制度や社会保障などを十分に理解していないまま、不用意に退職を選んでしまうケースもあるかもしれません。そうであれば、まだ若いがん罹患社員にこそ、就労相談ができる体制が必要と思われます。

さらに、「復職後」に退職する者がすべての世代でおり、3～4割と高い傾向にあります。このように多くの人が、就労継続に至らない状況となっています。

同調査によれば、退職理由として多く挙げられているのは、「仕事を続ける自信がなくなった」「会社や同僚、仕事関係の人々に迷惑をかけると思った」「治療や静養に必要な休みを取ることが難しかった」「残業が多い職場だったから」といった理由です。

企業における就労支援体制が整っていないことや、そのことへの不安から、退職を決断している姿がうかがえます。

いずれにしろ、がん罹患社員の全世代が、その復職の前後に5割の人が退職している、という現状を、重く受け止めなければなりません。

治療と仕事の両立支援のための就労相談において、企業の制度や社会保険制度に精通した専門家が関わっていく必要性が高いといえるでしょう。

編著者

東京都社会保険労務士会*ががん患者・障がい者等就労支援特別委員会

著者（50音順）

笠島 弘睦（かさしま ひろちか）

特定社会保険労務士

都内社会保険労務士事務所で社会保険労務士として約20年実務経験を積み、2001年開業。2016年より社会保険労務士法人笠島事務所代表社員となる。2013年に地域がん診療連携拠点病院のがん相談支援センター就労相談の立ち上げに参加したことをきっかけに、がん患者等の就労支援に携わることとなる。現在、東京都社会保険労務士会における企業・医療関係者研修など支援活動に参加するとともに病院内でがん患者等の就労相談員として活動している。

川澄 佳美（かわすみ よしみ）

特定社会保険労務士、ファイナンシャルプランナー（AFP）

大手建材メーカーで、長年人事労務全般の業務に携わる。在職中に明治大学大学院経営学研究科修士課程を修了し、ワーク・ライフ・バランスの視点で女性の継続就労を研究。社会保険労務士事務所の勤務を経て、2016年にリパークリア社会保険労務士事務所を開業。中小企業の労務管理支援の傍ら、テレワーク相談員、働き方改革相談員、東京都社会保険労務士会での障がい者就労支援などに携わっている。

* <https://www.tokyosr.jp/>

染谷 由美（そめや ゆみ）

特定社会保険労務士、第一種衛生管理者

大手非鉄金属メーカー等での人事部での勤務および税理士法人勤務を経て、2012年社会保険労務士オフィス・ソメヤ開業。2015年からがん患者の就労支援活動を開始し、がん診療連携拠点病院で相談支援を行うとともに、医療従事者や企業担当者、社会保険労務士に向けて講演活動に取り組んでいる。著書に「あなたの職場でも始めよう　がん治療と仕事の両立支援」（大蔵財務協会）がある。

大東 聖子（だいとう せいこ）

特定社会保険労務士、キャリアコンサルタント、産業カウンセラー
企業の人事・総務等を経験し、2001年に大東社会保険労務士事務所を開業。2016年より地域のがん診療連携拠点病院にて就労支援に携わったことから、治療と仕事の両立支援や障害者等の就労支援にも力を入れて取り組んでいる。現在も、病院での就労相談や個人からの就労相談を受けながら、相談員への支援や地域連携に向けての活動を行っている。

高橋 陽子（たかはし ようこ）

特定社会保険労務士

数社の企業総務・人事を務めた後、息子の障害をきっかけに、2010年より社会保険労務士事務所を開業。障害者を取り巻く大きな社会的課題解決のため、2011年ダンウェイ(株)を設立。障害のある子どもから大人の就労支援まで切れ目ない支援を実施し、独自の評価制度を構築して実績を出す。さらにインテル(株)と協働し、「ICT 治具」を開発。中小企業支援と同時に障害者の新たな職域拡大を目指す。2016年度全国商工会議所「女性起業家大賞」受賞。

豊島 絵理子（とよしま えりこ）

特定社会保険労務士、ファイナンシャルプランナー

大学卒業後、生命保険会社に勤務。FP 業務、総務・人事の仕事に携わる。2011年より労働基準監督署勤務。相談員として、労働関連法令・裁判判例等の情報提供、労使のトラブルに対し解決援助を行っている。自身のがんをきっかけに、2014年よりがん患者の就労支援の活動を開始。がん診療連携拠点病院で「治療とお金」「就労」に関する相談支援を行うとともに、医療従事者、企業、患者向けに講演活動を行っている。

永田 幸江（ながた ゆきえ）

特定社会保険労務士 キャリアコンサルタント

教育サービス業での営業職及び社会保険労務士事務所勤務を経て、2005年開業、2019年より NIC 社会保険労務士法人代表社員となる。2012年に学校法人専門の人事労務事務を受託するノーブル・インクルージョン(株)を設立し、教育現場における教職員の多様な働き方をサポートしている。東京都社会保険労務士会においてがん患者等の就労支援やがん対策推進企業アクション推進パートナー企業として企業側への働きかけに携わる。

橋爪 淳（はしづめ あつし）

社会保険労務士、福祉住環境コーディネーター2級

明治大学政治経済学部を卒業後、教職志望のため玉川大学に入学。就学中にスポーツ競技中の事故で脊髄を損傷し、以降車いすを常用する障がい者となる。1990年より労働基準監督署で労働保険の相談業務、2007年より身体障害者団体連合会で障がい者の総合的支援の相談業務を経て社会保険労務士を取得。現在は労働基準監督署で労災保険の相談業務を行いながら、東京都社会保険労務士会で障がい者就労支援に携わっている。

原 麻子（はら あさこ）

特定社会保険労務士

大学卒業後、システムエンジニアを経て、1996年社会保険労務士試験合格。社会保険労務士事務所の勤務後、1997年に独立開業、2003年に法人化する。2013年より国立がん研究センター中央病院、相談支援センターにて社労士相談を開始。現在も、対面等による患者・家族相談、相談員への支援等の活動を行っている。

深澤 理香（ふかざわ りか）

特定社会保険労務士

大学院（応用物理学専攻）修了後、研究開発職に従事。2006年深澤社会保険労務士事務所開業。社労士業務と並行して、社会保険労務士総合研究機構及び大学院法学研究科にて社会保障制度、医療勤務環境改善マネジメントシステム、長期療養者就労支援に係る研究に取り組む。2016年より地元武蔵野支部で就労支援に特化した社労士チームを結成し、地域のがん診療連携拠点病院で就労相談を担当している。

藤田 久子（ふじた ひさこ）

特定社会保険労務士、社会福祉士、キャリアコンサルタント、産業カウンセラー

大学卒業後、公的年金団体に勤務。自身のがん罹患をきっかけに、2011年がん患者の就労等の支援活動を開始。2015年ふじた社労士事務所開業。現在、東京都・埼玉県のがん診療連携拠点病院で就労相談を担当。共著に「ダイバーシティマネジメントの実践」（労働新聞社）、「がん経験者のための就活ブック」（合同出版）、「がん治療と就労の両立支援 制度設計・運用・対応の実務」（日本法令）。

前田 康彦（まえだ やすひこ）

特定社会保険労務士、医療労務コンサルタント、メンタルヘルス法
務主任者

国内大手航空会社勤務後、2008年9月マエダ社労士事務所開設、代
表。2011年度～2015年度まで東京労働局労働時間課働き方・休み方
改善コンサルタントとして、大企業・中小企業含め多くの職種の企
業を訪問し、相談・支援にあたる。現在、がん患者治療と就労の両
立支援、働き方改革相談支援及び労務相談全般にあたっている。

松崎 直彦（まつざき なおひこ）

社会保険労務士、東京都社会保険労務士会前副会長

明治大学商学部卒。電子関連製造業において約20年間勤務の後、都
内社労士事務所勤務を経て2001年より、東京都世田谷区にて松崎社
会保険労務士事務所を開設。主に中小企業の経営発展を支援し、
様々な業種の企業と関与している。また、セミナーや企業研修、各
種の団体での講演会、受験専門校における社労士試験の受験指導
（全科目担当）なども行っている。

向井 了一（むかい りょういち）

特定社会保険労務士

外資系医療器械メーカーの営業から2つの社会保険労務士事務所に
勤務後、2012年に向井了一社会保険労務士事務所を開業。顧問先は
医療機関から美容、飲食、IT、建設、運輸と多岐に渡り様々な業種
の労務管理を手掛けている。著書に「税務・経理・人事ハンドブック」
（C&R 研究所、共著）がある。

吉川 和子（よしかわ かずこ）

特定社会保険労務士・健康経営アドバイザー

2002年開業。現在、社会保険労務士法人サムライブレイン代表社員。末期がんの親を自宅看護で看取ったことをきっかけに、がん患者等の就労支援に携わる。がん患者就労支援は、がん対策推進企業アクション推進パートナー企業として企業側への働きかけを中心に活動。2019年、その活動が認められ、「がん医療と職場の架け橋」の最優秀賞を受賞。著書に「選択制 がん罹患社員用就業規則標準フォーマット～がん時代の働き方改革～」(労働新聞社、共著)などがある。